

令和 3 年度 6 月 補正 予算案
(6 月 4 日提案分)

主要事項説明資料

商工労働観光部

主要事項説明資料目次

商工労働観光部

頁	事 業 名	担 当 室 ・ 課
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費	産業労働総務課

令和3年度6月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費		新規・継続の別	一部新規																																
予算額	28,736,000千円		国庫	起債																																
			28,736,000	—																																
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、休業や営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対する協力金や、酒類販売事業者への支援金を支給</p> <p>2 事業内容 (1) 休業や営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者に対する協力金</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①飲食店等</td> <td colspan="2">②大規模施設等</td> </tr> <tr> <td>区域・期間</td> <td colspan="3">京都府全域 6月1日(火)～6月20日(日)【20日間】</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td> <p>【飲食店】※ 飲食店、喫茶店(宅配・テイクアウトサービスは除く。) 【遊興施設等】※ バー、カラオケボックス等</p> <p>※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> </td> <td colspan="2"> <p>【大規模施設】 特措法第24条第9項に基づく休業要請等に応じた建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設</p> <p>【テナント・出店者】 大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食店以外の事業を営む事業所等</p> </td> </tr> <tr> <td>要請内容</td> <td>・午前5時～午後8時の間の営業(酒類又はカラオケ設備を提供する場合は施設の休止)</td> <td colspan="2"> <p>・土日：施設の休止(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)</p> <p>・平日：午前5時～午後8時の間の営業</p> </td> </tr> <tr> <td>協力金額</td> <td> <p>1 施設(店舗)1日あたり</p> <p>●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高が、 10万円以下：4万円 10～25万円：上記売上高×0.4 25万円以上：10万円</p> <p>●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4(上限20万円)</p> </td> <td colspan="2"> <p>●大規模施設 休業面積1,000㎡毎に20万円/日・施設</p> <p>●テナント・出店者 休業面積100㎡毎に2万円/日・施設</p> <p>※営業時間短縮については、上記に基づき算出した額に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">※定休日等の店休日を除き、休業・時短要請に対応した日数に応じて支給</td> </tr> </table> <p>(2) 酒類販売事業者への支援金 【新規】</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>概 要</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和3年4～6月分(国の月次支援金の支給対象月と同じ)</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>酒類販売事業者(国の月次支援金の給付決定を受けている者)</td> </tr> <tr> <td>給付金額</td> <td>中小企業：上限20万円/月、個人事業主：上限10万円/月</td> </tr> </table>					①飲食店等	②大規模施設等		区域・期間	京都府全域 6月1日(火)～6月20日(日)【20日間】			対象施設	<p>【飲食店】※ 飲食店、喫茶店(宅配・テイクアウトサービスは除く。) 【遊興施設等】※ バー、カラオケボックス等</p> <p>※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	<p>【大規模施設】 特措法第24条第9項に基づく休業要請等に応じた建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設</p> <p>【テナント・出店者】 大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食店以外の事業を営む事業所等</p>		要請内容	・午前5時～午後8時の間の営業(酒類又はカラオケ設備を提供する場合は施設の休止)	<p>・土日：施設の休止(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)</p> <p>・平日：午前5時～午後8時の間の営業</p>		協力金額	<p>1 施設(店舗)1日あたり</p> <p>●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高が、 10万円以下：4万円 10～25万円：上記売上高×0.4 25万円以上：10万円</p> <p>●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4(上限20万円)</p>	<p>●大規模施設 休業面積1,000㎡毎に20万円/日・施設</p> <p>●テナント・出店者 休業面積100㎡毎に2万円/日・施設</p> <p>※営業時間短縮については、上記に基づき算出した額に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額</p>		※定休日等の店休日を除き、休業・時短要請に対応した日数に応じて支給				項目	概 要	対象期間	令和3年4～6月分(国の月次支援金の支給対象月と同じ)	対象者	酒類販売事業者(国の月次支援金の給付決定を受けている者)	給付金額	中小企業：上限20万円/月、個人事業主：上限10万円/月
		①飲食店等	②大規模施設等																																	
	区域・期間	京都府全域 6月1日(火)～6月20日(日)【20日間】																																		
	対象施設	<p>【飲食店】※ 飲食店、喫茶店(宅配・テイクアウトサービスは除く。) 【遊興施設等】※ バー、カラオケボックス等</p> <p>※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	<p>【大規模施設】 特措法第24条第9項に基づく休業要請等に応じた建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設</p> <p>【テナント・出店者】 大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食店以外の事業を営む事業所等</p>																																	
	要請内容	・午前5時～午後8時の間の営業(酒類又はカラオケ設備を提供する場合は施設の休止)	<p>・土日：施設の休止(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)</p> <p>・平日：午前5時～午後8時の間の営業</p>																																	
	協力金額	<p>1 施設(店舗)1日あたり</p> <p>●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高が、 10万円以下：4万円 10～25万円：上記売上高×0.4 25万円以上：10万円</p> <p>●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4(上限20万円)</p>	<p>●大規模施設 休業面積1,000㎡毎に20万円/日・施設</p> <p>●テナント・出店者 休業面積100㎡毎に2万円/日・施設</p> <p>※営業時間短縮については、上記に基づき算出した額に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額</p>																																	
	※定休日等の店休日を除き、休業・時短要請に対応した日数に応じて支給																																			
	項目	概 要																																		
	対象期間	令和3年4～6月分(国の月次支援金の支給対象月と同じ)																																		
	対象者	酒類販売事業者(国の月次支援金の給付決定を受けている者)																																		
給付金額	中小企業：上限20万円/月、個人事業主：上限10万円/月																																			
担当課・担当名	産業労働総務課 企画調整係	課・担当電話番号	075-414-4819																																	